

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年3月 29 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号： 関東信越（神奈川）（受）第 1600348 号
厚生局事案番号： 関東信越（神奈川）（厚）第 1600168 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 55 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日に訂正し、同年 4 月の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

昭和 55 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 55 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名： 男

基礎年金番号：

生年月日： 昭和 13 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間： 昭和 55 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 5 月 1 日に A 社から C 社（現在は、D 社）E 工場へ異動し、この間も継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、請求期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

両社は関連会社であり、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険被保険者記録、D 社から提出された「異動辞令歴」（写）並びに同社、B 社及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、A 社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和 55 年 5 月 1 日に A 社から C 社 E 工場に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社における昭和 55 年 3 月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 55 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間について、事業主が保管している請求者に係

る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失年月日が同年4月30日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。